

徳山毛利家文庫「御道中日記」について

吉田 真夫

はじめに

近世において、大名が江戸と国元を往復したいわゆる参勤交代に関する論考は枚挙に暇がない程、先学による蓄積がある。言い換えれば、その多寡はあっても、各地の大名関係資料にそれを含むものが残されているからであろう。当館が所蔵する萩藩の藩政文書である毛利家文庫においても、47参勤と48下向の各シリーズがその中核にあたり⁽¹⁾、萩藩主の参勤交代の様相を今に伝えている。

一方、当館が所蔵するもうひとつの藩政文書である徳山毛利家文庫には、徳山藩主の参勤交代関係の記録は、

「御道中日記」として、現在二二九点を閲覧利用に供している。これについては、『徳山毛利家文庫仮目録Ⅲ』⁽²⁾（以下、『仮目録』と言う。）において、『御参勤』と『御下向』のそれぞれがある。記録所によるものと御居間そのほかによるものがある。合わせて年次順とした。『道中万御



徳山毛利家文庫「御道中日記」

定書』『行列付』『飛脚賃改定』『京都大坂伏見御勤』など末尾に組込んだ」と、資料の整理・配列方針ならびに解説が付されている。つまり、一度の参勤（または下向）にあたり、複数の記録が作成されたとのことである。そこで本稿では、『仮目録』に挙がっている具体的に示された記録所と御居間の記録をはじめ、「御道中日記」に含まれる各種記録類について紹介したい。なお、シリーズ名としては「御道中日記」とし、その他の場合には単に道中日記と称することとする。

一 徳山藩主の参勤交代経路

はじめに、徳山藩主の参勤・下向の経路について概観しておきたい。ただし、後述することになるが、このシリーズには藩断絶前のものも含んでいるものの、そのほとんどは徳山藩が再興した享保四年（一七一九）以降のものであり、これ以降、本稿では基本的に、藩再興後の、現在『仮目録』に挙がっている道中日記の分析に限ることを予め断っておく。

藩再興後の徳山藩主の経路は、下向を例にすれば、江戸を発した一向は東海道を進み、宮（現愛知県名古屋市中

からは海路桑名へ渡って、四日市などを経由しながら（記録では「伊勢路」と表記される）近江国へ進んだ後、伏見へ到る。伏見では数日滞在する時もあり、その際には、「京都御勤」と称して、京都へ足を延ばし、血縁のある葉室家をはじめとする公家などへ挨拶回りをすることもあった。この「京都御勤」は、伏見到着日以外の日が設定され、京都で宿泊することはないものの一日を要して行われることが多かった（伏見と京都を往復することになり、その日は伏見に戻った）。

伏見からは中国路を使つて西に向かうことになるが、淀川で川船を利用して移動する場合と、山崎方面に陸路で下る場合とがある。後者は、記録には「山崎路」と記される。いずれの場合も郡山（現大阪府茨木市）などで泊をとり、以後は陸路、徳山を目指すことになる。陸路利用については、享保十年の海難事故に伴い、萩藩主の経路が海路から陸路に変更したことの⁽³⁾影響を受け、徳山藩でも同様の対応をしていたことによるのかもしれない。

下向についてはおおむねこのような経路が採られることが多かった。参勤についてはこの逆コースを進むこ

となり、徳山から陸路伏見へと向かい（大坂と伏見の間は船を利用することもある）、伏見から東海道を利用し江戸を目指す。なお、先述の「京都御勤」を行う場合には、伏見到着の翌日に、「京都御勤」を行った後（つまり京都を経由しながら実施）、大津や草津で泊を取ることもあった。ただし、これは下向時にもあてはまるが、必ずしも徳山藩主が京都を訪ねるわけではなく、藩主の体調不良などの理由により、使者の派遣で済ませることもあった。京都へ出向く場合には、出立前に幕府に届け出た上で了承を取り付けておく必要がある。そこから、幕府の許可なく「京都御勤」はできなかったと考えるのが自然であり、その許可を得た上で、伏見到着時の状況に応じて実施されたようである。

これらが徳山藩主による藩再興後のオーソドックスな参勤交代の経路になるが、⁽⁴⁾近世後期となると少し様相が変わってくる。

まず、東海道の利用のうち、宮から船で伊勢湾を横切り桑名へ上陸して陸路伏見へ向かう伊勢路ルートから、船を使わず美濃を通る「美濃路」ルートの利用である。下向の場合、宮から陸路を進み大垣などを經由して伏見

へ向かうが、その初見は延享二年（一七四五）の参勤時である。ただし、これ以降、美濃路利用が常態化したわけではなく、伊勢路利用のケースも多く見られる。

次に、東海道の利用から中山道の利用への変化である。中山道利用の初見は、延享五年の下向時のものである。中山道を利用したこの時は、当然ながら一旦北上した後、高崎から西に進路を変え、美濃・近江を経て伏見へと向かう。このコースを採ると、記録では「中山道・木曽路」と表現される。伏見から後は陸路（一部船利用もあり）により徳山に至る。その後、寛延二年（一七四九）などにも中山道利用が見られるが、このコースの利用も常態化したわけではなかった。

また、瀬戸内海の手廻りである。先述のとおり、一時的な船の利用はあったが、徳山藩でも中国路の陸路利用が一般的であった。しかし、八代藩主広鎮時の文化十一年（一八一四）、下向にあたって瀬戸内海を船で進むことになった。⁽⁵⁾記録の中でも、海路の利用は「御船之儀百年余も御中絶」とあるが、この時の下向は、四月二十日に江戸を発し、中山道と木曽路を通じて五月五日に伏見に到着、その日の晩に淀川を下って六日の朝には大坂で

「海船」（「御座船」）に乗船する予定であった。ただし天気が芳しくなかったことから出発は十一日まで延びることになり、この間の七日には、「御忍」で住吉・天王寺方面へ出かけている。十一日にはようやく出帆となり、明石・大多婦・下津井・志波浦・宮之洲で泊を重ねた。宮之洲には十五日に到着したが、翌日は天候の悪化のために当地に上陸・宿泊することとなり、十七日に陸路で徳山に至った。

ただし、このような瀬戸内海の海路の利用は常態化しなかったようである⁽⁶⁾。

以上、徳山藩主の参勤・下向の経路について概観した。伏見で東西を分ければ、東側では、東海道と中山道の利用があり、より細かくみれば、東海道では伊勢湾を船で横切る桑名・四日市經由の伊勢路と、大垣等を経由する美濃路を進むルートがあった。また西側では、山陽道を陸路で進む場合と、瀬戸内海を海路で進む場合があった。山陽道を進む場合、伏見から一時的に船を使う場合と、そのまま陸路で進む「山崎路」利用の二通りがあった。こうした参勤・下向をまとめた「御道中日記」シリーズに含まれる記録類を次で見ていこう。

二 「御道中日記」の各記録

「御道中日記」に分類された記録類を見るに当たり、まず年代を確認しておく。全二二九点のうち、もつとも古いものは宝永五年（一七〇八）である。これは参勤の記録である。以下、宝永六年の下向、宝永七年の参勤と連続し、次は少し間を置いた正徳三年（一七一三）の下向の記録である。これらの年紀から、藩主は三代毛利元次で、正徳四年の徳山藩断絶以前の記録と言える。

それ以降は藩再興後のものであり、その最初は、享保四年、後に四代藩主となる広堯が藩断絶中に預けられていた萩から江戸へ移動する際の記録である。藩主の記録となると、元堯は早世してしまったので、藩再興後の記録としては、五代広堯が初めて下向する享保六年のものが最初となる。以下、文久二年（一八六二）、九代元蕃が江戸から下向する記録まで続く。既述の徳山藩主の参勤・下向日程を示すことができたのは、こうした記録が存在したことによる。

さて、『仮目録』によれば、記録所、御居間、その他の記録があるとのことである。それぞれの特徴を見ていこ

う。

（一）記録所作成の記録

まず記録所作成の記録である。柿渋を塗った和紙で作られた原初の表紙の多くには「記録所（記録処）」と作成部署名が記されているので、他の記録類と比べて作成者が判断しやすい。

その原初表紙には、移動の年、出立日から到着日、道中日記との記録のタイトルがある。そのタイトルには「御参勤」「御下向」などの目的の種別を記す場合もあるが、時に

A 東西御道中日記／^西御道中日記

B ^西東御道中日記／^東御道中日記

のように記すものもある。Aは東から西への移動を指すことから下向を、Bは西から東への移動を指すことから参勤を意味していて、東と西の書かれる位置・順序により参勤と下向を区別するものもある。

また、記録所作成の記録は、冒頭部分に随行した家臣とその職を記したものである。⁽⁷⁾早い事例では享保十六年の道中日記で、加判の栗屋内蔵、当職の小幡内記以下、随行者の名と職が記されている。⁽⁸⁾なお、この時は総勢三

七三人で、その内訳は「諸士中」が一〇五人、「足輕以下小者」が二六八人であったとする。

記事は、藩主が江戸または徳山を出立する日から筆を起こしている。ここからは安永七年（一七七八）の七代就嗣による下向の記事を具体例として、当該記録の特徴を見ていくこととする。⁽⁹⁾

五月十八日、就嗣は江戸を出立するが、その冒頭は、

一、殿様今朝五時之御供揃二而江府御屋敷被遊御発駕候二付、御見立御容様左之通、

とあって、出立直前の様子から記述が始まる。江戸に残る家臣や、萩藩主父子（七代重就と後の八代治親）、長府や清末の各毛利家、吉川家、徳山毛利家と親戚関係のある大名や交流のある旗本などから派遣された使者、また江戸で出入のある町人などによる見送りを受けている。それらに対しては身分に応じて拝謁を許したり、名の披露が行われたりした。そして下屋敷に立寄ったのち、鈴ヶ森で道中初めての休息を取る。

ところで、別稿において江戸の記録所日記の分析を行った際、記録所日記は「藩主の参勤・下向に伴い、月の途中から始まる、または月の途中で終わる」と指摘した。⁽¹⁰⁾

そこで、この日の記録所日記を紐解くと、①見送りのために徳山藩江戸屋敷に来訪した親戚関係や懇意の大名・旗本へ料理等を提供したこと、②見送りのために本家の萩藩などから使者が派遣され、それらへ料理を提供したこと、③出発にあたっては客人らへ藩主が面会したこと、④留守の家臣が、藩主から通りがかりの拝謁を許されたり、玄関で熨斗を差し上げたりしたこと、⑤「御発駕之御怡」として家臣が出仕したり、本家の萩藩をはじめ懇意の大名・旗本から使者が派遣されたりしたこと、⑥無事の出発を幕府老中や、本家の萩藩、萩藩から他家へ嫁いだ女性方、懇意の人々へ報じたこと、などが記される。①から④までは情報量の多少はあるが、道中日記とも重なる内容である一方、⑤や⑥は、藩主出立後に江戸屋敷で対応した出来事が記されている。記録所日記は藩主の滞在・不在に関わらず、記録所での記事が記録される一方で、記録所が作成する道中日記は、その性格上、藩主と行動を共にしながら、その動静や記録所（といっても道中で記録所という役所があるわけではないので、記録所に所属する役人と言い換えられるだろう）が道中行った対応などを書き留めていったものである。

その道中の実際の記事を示す。江戸出立の翌日、五月十九日の記事を見てみよう。

五月十九日 曇天折々小雨

- 一、朝六時神奈川 御発駕也、
- 一、程ヶ谷茶や輕部九左衛門所へ御駕立、
- 一、戸塚江戸や金右衛門所へ御駕立、
- 一、藤沢本陣巻田源右衛門所へ御駕立、
- 一、四ヶ谷緑や兵助所へ御駕立、
- 一、南郷茶や紙屋十左衛門所へ御駕立、
- 一、馬入川無御障御渡船也、
- 一、七半時大磯御着、御泊 御本陣尾上市左衛門、

但書前同断、

日付の下に天氣が記され、その日の出発時刻と出発地、途中の休憩地（地名と場所）、渡河の場合には河川名と渡河の方法、最後にその日の宿泊地情報（到着時刻、その地名と宿泊場所の種別、本陣の場合にはその主の名）が列記される。「但書前同断」とは、前日の宿泊地・神奈川において、本陣の主人である鈴木源太左衛門に「献上物御断、御目見無之」と但し書きにあり、それが踏襲されたことを意味する。天候こそ「曇天折々小雨」とあつて

絶好の日和とは言えないまでも、予定を乱すようなことはなく、また当初計画に変更を余儀なくされるような事情も発生しなかったことから、こうした簡潔な記述となつたのであろう。この日にはなかったことだが、他藩領通過に際しては、その大名から役人が派遣されたり、宮では熱田神宮の社人が札守を届けたりするが、そうした応接の様子もこの記録に記されることになる。また、伏見に到着すると萩藩に無事の到着を報じることが通例となつていて、この年の場合では六月朔日に到着すると早速その書面を發したことが記録されている。また、翌日には「京都御勤」として京都に出向くことになるが、そうした指示を行う「御供触」が記録所から出されたことや、時には触書の文面もそのまま記されるなどして、指示の伝達状況がよく窺える。別稿で、御居間日記において記録所日記を「御表日記」とも表現することを指摘したが、まさに「表」に関する部分の記述が、記録所作成の道中日記にも認められていることが理解できる。

なお、「御道中日記」シリーズの下限は先述のとおり文久二年であるが、まれに欠失もあるものの、コンスタン

トに記録が残っているのも記録所作成の道中日記の特徴である。

（二）御居間作成の記録

御居間が作成した道中日記も、柿洪が塗られた原初表紙があり、その記述内容は、記録所作成の道中日記と大差はない。強いて違いを挙げるならば、記録所作成の場合には表紙にはつきりと「記録所」と書かれていることが多かったのに対して、御居間作成の場合は、「御居間」と書かれないものが散見し、記事の内容を見なければ判断が難しいものがある点である。また例外も見られるが、往々にして記録所作成の道中日記は縦が約25～26cm、横が約18～19cmのものが多いのに対して、御居間作成の道中日記は縦が約22～23cm、横が16～18cmと、前者に対して後者の方がやや小さい。

記録所作成と同様、道中日記という性格から、記事はやはり藩主出立の日から始まる。記録所と御居間という作成主体の違いによる記事の相違を見るために、記録所作成の道中日記で具体例として挙げた安永七年の七代就馴下向について、御居間作成の道中日記の、五月十九日の記事を挙げてみる。

五月十九日 晴天

一、卯上刻被遊 御目覚候事、

一、朝御膳被 召上候事、

一、六時過神奈川駅被遊 御発駕也、

一、程谷茶屋輕部九左衛門所二御駕立、

一、戸塚江戸屋金右衛門所二右同断、

一、藤沢本陣豊田源右衛門所へ右同断、

但、御小弁当被 召上候事、

一、四ツ谷緑屋兵助所二御駕立、

一、南郷茶屋紙屋十左衛門所江御駕立、

一、馬入川無御障被遊御渡船候事、

一、七半時大磯御着御泊、

御本陣 尾上市左衛門

但、献上前同断、

一、夕御膳被 召上候事、

一、五時前御夜詰引候事、

日付と天気、出立地と出立時刻、移動途中で休憩を取った場所（地名と場所）、渡河の場合には河川名と渡河の方法、そして宿泊地（地名と宿泊場所の種別、本陣の場合にはその主の名）、また本陣の主からの献上物も断つ

たことなど双方の記述に大きな相違は見られず、藤沢で小弁当を撰ったことが、記録所作成の道中日記からは窺えなかった新たな事項である⁽¹⁴⁾。

しかし、決定的に異なるのは、御居間作成の場合、藩主の起床時刻、朝食・夕食摂取の事実、就寝時刻といった記述が見られる点である。江戸出立前ながら、その準備に伴う喧騒がまだ少ない同年四月十一日の御居間日記の記事を見ると、⁽¹⁵⁾

一、卯中刻被遊 御目覚候事、

一、朝御膳被 召上候事、

一、豪徳院様御忌日、青松寺江之御名代栗屋靱負

相勤、御次二茂遂出仕候事、

一、今日天気相二付、御行歩御延引被成候事、

一、桜井甚太夫今日茂不相勝出勤御断申出候事、

一、土方内蔵助様被成御出候所、追付被成御帰候

事、

一、夕御膳被 召上候事、

一、御夜食被 召上候事、

一、四時過御夜詰引候事、

と、藩主の起床時刻、朝食・夕食の摂取、就寝時刻が記

されていることがわかる。このことから、御居間作成の道中日記においても、御居間日記が記述すべき基本情報は同様に記すこととなっていたと言える。

また、六月朔日の伏見到着に際しては、「一、伏見御奉行・大坂御役人様方江之御勤向之義者、委曲記録所日記有之候事」と、伏見や大坂の幕府役人への「勤向」についての詳細は記録所日記に譲るとあって、御居間では記録所の道中日記の記述内容を承知していたと考えられる。

現在閲覧利用に供している「御道中日記」シリーズのうち、御居間作成の道中日記は、寛政十一年(一七九九)までは比較的継続的に残っているが、享和元年(一八〇一)以降は現時点では存在しない。ただ、享和二年五月七日の記録所作成の道中日記の記事に、「姉小路様江御内々被進物并御家来へ被下物有之候趣二候得共、御居間取合故表方仕出も無之ニ付、爰ニ略之、御居間日記ニ委細有之⁽¹⁶⁾」とあって、引き続き御居間による記録が作成されていたことが窺える。

(三) その他の記録

本シリーズの中核をなすのは記録所および御居間で作成された道中日記であるが、それ以外のものについて、比較的まとまりのある記録、四種類については触れておくことにしたい。その際、No.の後の数字は請求番号を示すものとする。

No. 126、129、136、138、141、146、152、154は、前出二つの日記とは様相が異なり、それまでであった柿渋が塗られた和紙による表紙を持たない。一方で個人の名が記されている。

No. 126	御納戸方	坂賢治・木梨権次郎
No. 129	御納戸方	木梨権・水津宰
No. 136		小田連・桜井勇治
No. 138		小田連・桜井勇治
No. 141		小田連・国富裕
No. 146	物頭座兼	小田連・井上協
No. 152		国富裕
No. 154		国富裕

既述のとおり、記録所作成の道中日記冒頭(または末尾)には、随行した家臣らの名と職が記されることから、表紙に記述のないNo. 126とNo. 129以外の人物について見て

みると、No. 136、138、141に見える小田・桜井・国富はいずれも小姓役であることが窺え、No. 126、129とそれ以外では記録者が異なることがわかる。

前者のグループ（以下、納戸役作成道中日記とする。）

については、参考としてNo. 129を見てみる。この年（享和三年）は参勤のため、記録所の道中日記では二月二十八日に徳山出立となっているが、納戸役作成道中日記では「二月二十七日」から記録が始まる。ただ、その日の記述では、徳山出立後、遠石を通過し、休憩地として予定されていた久保市へ「先番」が派遣されたことや、出立後初めての宿泊地である高森へ御居間都合役が参上していることなどから、今のところは日付の誤記としておきたい。また、記事の始めを出立日の二月二十八日とすれば、次の記事は三月九日で、以下、二十五日、二十六日の道中の四日分しかない。ここから、他と同様に道中日記の名を付しているが、記録所や御居間作成の道中日記で見られたような連日の動向を記すのではなく、納戸役として特に関心がある事項、業務上必要な事項を書き置いたものなのであろう。他方、例えばNo. 126ではその末尾に、「今御参勤御宿付」として、享和元年の参勤にあた

つての宿泊地（日付と天気）を列記しているが、No. 129にはない。両者は同職ながら書き手が変わっているのも、それぞれが必要な事項を認めたのではなからうか。記録所や御居間作成の道中日記とは異なり、記述の統一性が図られていないように見えるのは、そうした理由によるものと考えられる。

一方、後者のグループ（以下、小姓役作成道中日記とする。）は、移動期間中の毎日を記している。No. 141の文化十一年（一八一四）下向の、小姓役作成道中日記を参考に見ると、江戸出立の翌日、四月二十一日の記事は、

一、朝六時過大宮御立、鴻巣御休、夕七時過熊谷御着之事、

と、宿場の出立時刻、休憩地、宿泊地とその到着時刻に限った、至ってシンプルなものである。勿論、他家などからの使者到来や、家臣への下賜事例など、特記事項が記されるのは言うまでもない。No. 138を見ると、その記事はここまで極端に少なくはないが、書き手が小姓役ということから、藩主に近侍し、その動向を端的にまとめたのだろう。

次に、No. 197からNo. 204は、「文化甲戌御下向船事全録」

である。「文化甲戌」は文化十一年に当たる。既述のとおり、この時の藩主下向は百余年振りに瀬戸内海を船で進んだのだったが、前回の海路の利用は藩の断絶前の出来事となる。徳山藩では藩断絶前の記録のほとんどを失っており、先例を調査する術は相当に限られていたことは想像に難くない。そうしたことから、文化十一年の海路利用についてまとめたものがこの記録である。

第一巻には目次が付されていて、それを挙げる。⁽¹⁸⁾

第一巻	御沙汰事部	附雑上一
第二巻	御沙汰事部	付雑上二
第三巻	御沙汰事部	附雑下一
第四巻	御沙汰事部	附雑下二
第五巻	江戸書簡部	附大坂上
第六巻	江戸書簡部下	附御幕事書簡 大坂 (書欠カ)
第七巻	例故之事	
第八巻	勘定事部	

こうした項目に従って各巻が構成されているのであるが、この執筆者については、各巻の冒頭に、「御用懸向人役小川新助記之」とあって判明する。作成者の小川新

助は、「譜録」⁽¹⁹⁾

によれば、小川家の三代目にあたり、実名を安永九年以降、「貞」と名乗っている。「新助」は仮名である。

彼は明和三年(一七六六)に家督相続すると、安永六年に当役座筆写役を命じられ、それ以降、御蔵本記録役座筆写役、御蔵本記録役などを歴任し、寛政十一年には御蔵本両人役となる(これに伴い、知行は二五石加増、家格は御馬廻格に昇格)。そして、文化十一年の藩主下向に際しては、海路下向における御用掛を命じられ、四月十日に大坂に上り、五月十五日に徳山に戻ったと言う。前歴を見るに、記録作成に精通していたことから、百余余を経て実施した海路利用についての記録作成を命じられたものと考えられる。なお、文化十三年下向時も船を利用し、その時の記録が、やはり小川新助の手により「御



文化甲戌御下向船事全録

下向船事全録」とのタイトルを持つ記録、上下二巻が残る（No. 205・206）。また、さらにその後の文化十三年の海路利用の記録「文化戊寅御下向船方一事記」（No. 207）がある。

No. 219 から No. 223 は「御道中持廻り物 旅中諸家御例書」である。原初表紙からは六冊で構成されていたことが読み取れるが、現在は五冊が残るのみである。「元締方預」とあり、道中の元締役の記録と考えられる。現存する五冊は次のような構成である。

- No. 219 病氣之部
- No. 220 宿駅役人并馬士不埒駅場破損ニ付差支并前後其外雑部
- No. 221 紛失物盗賊之部
- No. 222 乱心殺害之部
- No. 223 火事并死去之部

これらは、諸家において道中で起こった様々な不測の事態とそれへの対応を書き留めたものである。そのため、当然ながら、徳山藩が移動に使った東海道や中山道、中国路に限ったものではない。また、後掲の【表】にはそれに採録された記事を示したが、年紀の記述のあるもの

徳山毛利家文庫「御道中日記」について（吉田）

では、享保五年から文政九年（一八二六）までの事象であることから、この記録は文政末から天保期につくられたものと考えられる。様々な内容を集積しておき、万が一自藩において類似の出来事が発生した場合に備えたのであろう。

このほか、道中日記記事の書き抜き類（No. 185 から No. 189）、隠居した前藩主の移動（下向）に関する道中日記（No. 192 から No. 195）、その他がこのシリーズに含まれている。

おわりに

以上、徳山毛利家文庫「御道中日記」シリーズを概観してみた。このシリーズは記録所作成の道中日記が中核を構成している一方で、少なくとも寛政期までは御居間



御道中持廻り物 旅中諸家御例書

作成の道中日記も伝存する。両者は、藩主の「参勤(または下向)による移動」という同じ事象をそれぞれが記録して残す必要性に応じて作成したものであり、双方の記録を紐解くことで、道中における藩主の動向を詳細に理解することができる。

また、藩主の参勤・下向の動静を記した道中日記以外の記録もこのシリーズには含まれている。例えば、文化十一年の「御下向船事全録」や「旅中諸家御例書」は、担当部署が必要に応じて作成したものである。これらを詳細に分析すれば、当時の関心事、恙なく藩主の移動を遂行する必要事項を読み取ることができるのではなからうか。

「はじめに」でも触れたが、幸い当館には国持大名である萩藩の道中日記⁽²⁰⁾がある。徳山毛利家文庫の「御道中日記」シリーズと併読することは容易であり、双方の分析から様々な新発見もあるだろう。今後の一層の活用を期待して、雑駁な報告のおわりにかえたい。

(註)

- (1) 毛利敬親については4忠正公59「慶親公御道中記録」などが、世子ながら次代元徳については5忠愛公37「広定公初御国御下向御道中記録」などがある。
- (2) 『山口県文書館収蔵文書仮目録9 徳山毛利家文庫仮目録Ⅲ』(平成三年)。
- (3) 南方長「萩藩の参勤交代の行程―瀬戸内海通行から中国路通行への移行―」『山口県文書館研究紀要』第29号、平成十四年。
- (4) 部分的に海路を使う場合もあった。例えば安永七年の七代就馴による下向の際には、暑さも相俟って就馴の体調も陸路移動に耐えられないとして、密かに海田から玖波までを海路で進んでいる。
- (5) 御道中日記140「御下向海陸路日記」。以下、特に断りのない資料は徳山毛利家文庫である。
- (6) 文化十三年など数度にとどまる。
- (7) まれに巻末に記される場合もある。
- (8) 御道中日記21「西東御道中日記」。
- (9) 前掲註4。
- (10) 拙稿「徳山藩『江戸記録所』の職務と記録」『山口県文書館研究紀要』第49号、令和四年。
- (11) 記録所日記399「記録所日記」安永七年五月十八日条。
- (12) 拙稿「徳山藩記録所について―明和期、記録所日記の分

析から―』『山口県文書館研究紀要』第48号、令和三年。

(13) 御道中日記95「東西御道中日記」。

(14) この日の天気を記録所作成の日記では「曇天少々雨」、御居間作成の日記では「晴天」としている点は気になるが、理由は不明である。

(15) 御居間日記288「御居間日記」安永七年四月十一日条。

(16) 道中日記127「東西御道中日記」。

(17) 藩主出立後、初めの宿泊地に使者が派遣されることは道中日記の記事から窺え、参勤の場合は徳山館(または徳山城)から、下向の場合は江戸屋敷からの使者派遣が通例となっていた。

(18) 第一巻の目次部分に紙片が挟まれていて、そこには、「御下向船事全録」のほかに「御船令之記・御座船諸属船図・湊津図」があることが窺える記述がある。このうち、船手No.6には「文化甲戌御船令之記」とのタイトルを持つ記録があるが、これがそれに該当するものであろう。また、「御座船諸属船図」についてであるが、絵図No.164にある「西国海路御船数并配席図」は、「文化甲戌夏五月」の作成とあり、御座船をはじめ、随行した船の図面等が記されている。「文化甲戌」は文化十一年であることから、これが紙片にあっ

た「御座船諸属船図」そのもの、またはそれに近い資料と考えられる。

(19) 譜録No.504「小川良馬」。

(20) 毛利家文庫47参勤、同48下向。

【表】「御道中持廻り物 旅中諸家御例書」記事目録

No219 病氣之部

	表題	年代	大名名
1	御暇之節相州大磯 ^ゝ 就病氣 ^〆 帰府養生願一件	寛延3年9月 〈1750〉	土井伊予守
2	参勤之節奥州坂本駅 ^ニ 而就病氣 ^〆 在所江立戻致養生度願一件	宝暦12年5月 〈1762〉	内藤豊前守
3	御暇之節相州藤沢駅迄旅行之处、病氣 ^ニ 付帰府養生願、十二月二日病氣差押、江戸表発足迄之一件	寛政8年11月 〈1796〉	毛利蘭岐守
4	御暇之節相州大磯駅 ^ゝ 就病氣 ^〆 帰府養生願一件	寛政10年3月 〈1798〉	松平下総守
5	御暇之節下総国鞠子駅 ^ニ 而病氣 ^ニ 付、帰府養生之一件	文化6年5月 〈1809〉	相馬因幡守
6	御暇之節於大坂麻参相煩、十三日滞留御届向一件	宝暦3年6月 〈1753〉	相良志摩守
7	参勤之節病氣 ^ニ 而所々江御滞留御届向一件	宝暦12年6月 〈1762〉	本多隠岐守
8	参府之節吉原駅 ^ニ 而水痘相煩滞留 ^ニ 付御届向	安永6年5月 〈1777〉	藤堂山七郎
9	武州本庄駅 ^ニ 而不快一日滞留御届向	寛政元年3月 〈1789〉	植村兵部少輔
10	参府之節大坂蔵屋鋪江不快 ^ニ 付三日滞留御届向	寛政6年6月 〈1794〉	相良老岐守
11	御暇之節就病氣大坂江七日滞留、病氣差押同处発足之处、又候御病氣 ^ニ 付、播州西宮駅江五日滞留御届向	享和3年6月 〈1803〉	毛利美濃守
12	御暇之節遠州袋井駅 ^ニ 而麻参相煩、同前滞留御届向	享和3年 〈1803〉	毛利甲斐守
13	参勤之節就病氣駿州岡部駅 ^〆 逗留養生仕候御届向	文化4年8月 〈1807〉	松平主膳正
14	参勤之節大坂江就病氣滞留御届向	文化5年3月 〈1808〉	毛利美濃守
15	御暇之節、相州戸塚駅 ^ゝ 病氣 ^ニ 付帰府養生願一件	文化12年7月 〈1815〉	本多丹後守
16	参勤之節大坂江四日駿州沼津江十日程就病氣滞留御届向 但、病氣 ^ニ 付後参府	文化12年12月 〈1815〉	鍋島丹波守
17	参勤之節一日就病氣領分江滞留 ^ニ 付御届向	寛政13年4月 〈1801〉	亀井隠岐守
18	参勤之節一日病氣 ^ニ 付御届書差出一件	文政元年5月 〈1818〉	松平山城守

No.220 宿駅役人并馬士不埒駅場破損二付差支并川越前後其外雜部

	表題	年代	大名名
1	通人足不届有之取計伺	年号不知	奥平富之進
2	関札并紛失物伺	安永9年 (1780)	土屋健次郎
3	富士川ニ而破船、船頭不埒二付御届	寛延2年 (1749)	本多下総守
4	御状箱紛失二付御届	天明元年 (1781)	秋元但馬守
5	問屋明置人足不差出二付御届	天明5年 (1785)	松平伊賀守
6	道中ニ而馬士酒手ねたり候二付御届申上、道中奉行 方御答	寛政5年 (1793)	戸田因幡守
7	道中ニ而馬士不埒二付御内届	天明2年 (1782)	南部右近
8	道中風雨之節松明相用不苦哉伺	文化2年 (1805)	遠山丹波少輔
9	酒匂川渡川之節馬荷渡賃錢問合	文化4年 (1807)	松平縫殿頭
10	道中川支有之參勤之儀二付御願なしニ山崎通御旅行 御届	文化2年 (1805)	松平上野介
11	道中筋破損二付船ニ而旅行御届	天明6年 (1786)	内田和泉守
12	道中破損二付船ニ而旅行御届	享和2年 (1802)	井上内膳正
13	道中筋破損二付出立延引御届	享和2年 (1802)	小笠原佐渡守
14	參勤之節問屋明候二付御届宿役人御答一件	享和3年 (1803)	青木甲斐守
15	道中川々差支之節、渡川順之義倍(陪)臣之分問合	享和3年 (1803)	小笠原右近将監
16	阿部川御渡川先後論ニ而被仰出一件	享和3年 (1803)	松平出羽守
17	在所江罷越候節、本陣之儀日光御奉行ニ争有之、御 用旅之義ニ付其尽一宿越泊ニ而相済、追而道中方方 御尋ニ付御答書	文化3年 (1806)	小笠原佐渡守
18	在所江罷越候節荷物之貫目重キ由石橋・雀宮兩駅之 人足酒代ゆるり難題申募候ニ付御届	文化3年 (1806)	小笠原佐渡守
19	御摂家方以下伝奏方其外御行逢并御朱印御茶壺久能 御鏡其外諸御役人中御行逢之節心得方大目附岩瀬伊 予守穰江御問合	文化9年 (1812)	毛利麟岐守

20	伝奏方御行逢之節、御供之方々取計向日野様御家来石井右衛門尉江問合付札相成候一件	文政8年 〈1825〉	毛利隴岐守
21	御茶壺行逢之節心得方刺倉善作老江問合	文政9年 〈1826〉	毛利隴岐守

No221 紛失物盗賊之部

	表題	年代	大名名
1	御妾腹九十九様御旅中御供人数之内金子被盜取候一件	天明3年 〈1783〉	青木甲斐守
2	御家来大坂方帰路之節宿ニ而衣類紛失届	寛延3年 〈1750〉	松平右京亮
3	旅中ニ而挾箱紛失御届	寛政6年 〈1794〉	織田主計頭
4	道中ニ而紛失物御届	享和3年 〈1803〉	小出信濃守
5	同断、紛失物御届	文化3年4月 〈1806〉	井上河内守
6	同断、紛失物有之、右盗賊被召捕、駿府江御呼出之一件	寛政11年 〈1799〉	
7	日光道中ニ而日光表献備品人足取逃候御届	文化12年1月 〈1815〉	朽木土佐守
8	御家来江戸方帰路逢盗賊、其後寺社御奉行方御呼出之一件	文化12年 〈1815〉	亀井隠岐守
9	道中ニ而飛脚之者逢盗賊、其後御届	文化14年 〈1817〉	酒井大学頭

No222 乱心殺害之部

	表題	年代	大名名
1	在所江罷越候節、駿州江尻宿ニ而徒士之者共喧嘩仕、即死・手負人有之候ニ付、手負人江戸江差遣度御留守居様江御手判之義申込候処、入々御手判御先例無之ニ付難被差出由ニ付、今切御関所出候分御手判申請、旅中之儀ニ付証文差出取計一件	享保5年5月 〈1720〉	関備前守
2	大坂御加番として罷越候節、家来之者勢州宮之海ニ而致乱心、船中ニ而日々屋頭之者及殺害候ニ付、江戸表江差出、於評定所御吟味之上在所江指遣、急度押込被仰渡、其後死去之御届迄一件	元文元年8月 〈1736〉	森川兵部少輔
3	参勤之節尾州起宿町表堤際ニ而家来未々之者自害名古屋表ら檢使有之、寺院江葬、江戸表ニおゝいて尾州様江御封切使者被差出候一件	延享元年8月 〈1744〉	間部若狹守
4	松平丹波守様御預り処言州洗馬宿・塩尻宿之間ニ而、家来塩田平藏と申者之家来自分乗懸付之馬士致無礼候ニ付致手討候一件	延享4年3月 〈1747〉	井伊掃部頭

5	家来江戸江罷越候節信州餅台埜ニ而致乱心、供之者致手討、同所止宿駅之者又候為負手疵自身致切腹候取計一件	寛延3年4月 (1750)	九鬼河内守
6	在所江差遣候足輕之者、品川宿外ニ而馬士致無礼候ニ付計留候取計方一件	宝暦4年8月 (1754)	松平美濃守
7	参勤之節足輕之者致乱心、勢州龜山宿駕之者切殺候上自減仕損、其後相果候御届向并取計一件 但、御願主石川日向守様方之御届共	安永3年7月 (1774)	松平遠江守
8	家来之者日光江差遣候途中ニ而人足之者心得違ニ而致殺害候ニ付、戸田因幡守様御願分野州鹿沼宿ニ而致切腹候御届 但、御願主戸田因幡守様之御届共	天明6年4月 (1786)	酒井修理大夫

No.223 火事并死去之部

	表題	年代	大名名
1	参府之節下野国氏家駅止宿之处、同駅出火ニ付立除候段家来届	元文5年4月 (1740)	松平肥後守
2	御暇旅行之節、本庄下屋敷出火之段注進ニ付取計向一件	寛延2年5月 (1749)	岩城伊予守
3	参勤旅行之節居屋敷出火并出火翌(カ)日伯母死去、右兩条一件	宝暦7年7月 (1757)	松平美濃守
4	参勤旅行之節居屋敷出火取計向一件	宝暦7年8月 (1757)	織田丹後守
5	参勤旅行之節、居屋敷方出火類焼有之取計向一件	天明8年3月 (1788)	相良老岐守
6	御暇旅行之節在处ニ罷在候伯母死去之处、死去之趣承知之程難計、家来方服忌御届并旅中ニおゐて承知、在着御礼忌明後可差立御届一件	文化2年6月 (1805)	鍋島甲斐守
7	参勤之節、從船中病氣之所那州下松湊滞留、同所ニ而医師相問度願、病氣手重跡式願、三河国濱藪本光寺先祖方之墓所ニ付送骸差遣度伺等一件	寛延2年4月 (1749)	松平主殿頭
8	御暇之節從船中病氣、豊前小倉滞留死去一件	元文3年7月 (1738)	相良遠江守